

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「金融商品取引3級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『金融商品取引3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について簡潔に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集されています。

多くのリスク性商品を取り扱う金融機関の行職員にとって、その商品の販売・勧誘に際してのさまざまな法規制、特に金融商品取引法に関する知識の習得は、日常業務の遂行において必要不可欠なものです。

銀行業務検定試験「金融商品取引3級」は、金融商品取引法を中心とした金融商品の販売・勧誘等に必要知識の習得度を判定しようとするものです。日頃の研鑽の成果を試すものとして、ぜひチャレンジすることをお勧めします。

本書を『金融商品取引3級問題解説集』と併せて活用し、銀行業務検定試験「金融商品取引3級」に合格され、日常業務において一層ご活躍されることを祈念してやみません。

2024年2月

経済法令研究会

目 次

刊行にあたって

学習にあたって (9)

「金融商品取引3級」出題範囲 (10)

「金融商品取引3級」過去4回の出題項目 (11)

第1編 金融商品取引法

第1 証券取引法改正と金融商品取引法制定の経緯

1	金融商品取引法の成立および施行	2
2	金商法制定の背景	3
3	金商法の考え方	3
4	金商法制定に伴う廃止法律, 改正法律	4
5	最近の金商法改正	5

第2 有価証券・デリバティブ取引の定義

1	金商法の適用対象	7
2	有価証券の定義	7
3	デリバティブ取引の定義	10

第3 企業内容等の開示

1	企業内容等の開示規制の概要	12
2	発行市場における開示規制	14
3	発行開示書類の届出義務違反または不実の発行開示による 法令上の責任	30
4	流通市場における開示規制	30
5	継続開示義務違反または不実の継続開示と法令上の責任	33
6	その他の企業内容等の開示	34
7	不実のその他の企業内容等の開示に関する法令上の責任	35
8	英文開示制度	36
9	適時開示	37

第4 公開買付けに関する開示

1	公開買付規制	38
2	公開買付規制が適用される有価証券	38
3	公開買付けの手法によらなければならない取引	39
4	株券等所有割合の算定	40
5	公開買付けの手法	42
6	公開買付けの取引規制	44
7	発行者による上場株券等の公開買付け	50
8	民事責任、刑事責任および課徴金制度	50

第5 大量保有報告制度

1	大量保有報告制度の概要および制度趣旨	51
2	提出先と公衆閲覧	52

3	対象となる有価証券	53
4	提出義務者	53
5	5%ルールで開示を求められる情報	55
6	特例制度	56
7	刑事責任および課徴金制度	57

第6 金融商品取引業

1	はじめに	58
2	金融商品取引業の種類	59
3	金融商品取引業者の行う兼業	68
4	金融商品取引業以外の業務（金融商品仲介業）・金融サー ビス仲介業	72
5	金融商品取引業の参入要件	74
6	金融商品取引業者に対する組織上の規制	80
7	金融機関の有価証券関連業	82

第7 金融商品取引業者に対する行為規制

1	行為規制全般	88
2	金融商品取引業者一般に課される行為規制	89
3	各金融商品取引業の行為規制の特則	110
4	登録金融機関に対する行為規制	127
5	特定投資家制度	131
6	金融商品仲介業者に対する行為規制	140
7	監督	143

第8 信用格付業者に対する規制

1	信用格付業者の登録	146
2	信用格付業者の業務に関する規制	147
3	信用格付業者に関する監督規制	149
4	無登録業者による信用格付を利用した勧誘の制限	150

第9 有価証券取引に関する規制

1	不公正行為の禁止	151
2	風説の流布, 偽計, 暴行または脅迫の禁止	153
3	相場操縦行為等の禁止	155
4	発行会社による相場操縦行為の禁止	159
5	安定操作の禁止	161
6	その他の相場操縦行為規制	162
7	インサイダー取引規制	165
8	金融商品取引業者に対する規制	178
9	短期売買の規制	179
10	その他の詐欺的行為の禁止	180
11	無登録業者による広告・勧誘行為の禁止および未公開有価証券の売付け等の効果	182

第10 証券外務員制度

1	外務員の意義	184
2	外務員の登録	188
3	外務員の権限	189
4	外務員に対する監督上の処分	189

第11 金融商品取引所

1 金融商品取引所とは	190
2 金融商品取引所の2つの形態	192
3 会員または取引参加者の範囲	193
4 取引所の自主規制業務	194
5 株式会社金融商品取引所の主要株主規制	196
6 取引所の相互乗入れ	197
7 金融商品取引清算機関	197

第12 金融ADR制度

1 概要	199
2 金融商品取引業者等の指定紛争解決機関との契約締結義務	199
3 紛争解決機関の指定	200
4 指定紛争解決機関の業務	201
5 指定紛争解決機関に対する監督	205

第2編 金融サービスの提供に関する法律

1 はじめに	208
2 説明義務	211
3 断定的判断の提供の禁止	215
4 損害賠償	216
5 勧誘方針の策定	218
6 金融サービス仲介業の登録制度	219

第3編 金融商品の勧誘・販売

第1 全般的事項

1	はじめに	224
2	消費者契約法	224
3	犯罪による収益の移転防止に関する法律	234
4	私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律 ～不公正な取引（優越的地位の濫用等）	242
5	フィデューシャリー・デューティーとスチュワード シップ・コード	242

第2 投資信託

1	はじめに	247
2	投資信託・投資法人の定義	248
3	投資信託・投資法人の運営の仕組み	254
4	公募と私募，発行開示規制	261
5	投資制限	276
6	運用ルール	283
7	販売ルール	283
8	運用報告	293
9	投資信託に係る顧客資産の保全	305
10	振替制度	306
11	投資信託の適時開示	306

第3 保 険

1	はじめに	309
2	保険募集	309
3	保険契約	315
4	販売ルール	320

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#)メニュー下部の[追補・正誤表](#))

学習にあたって

本書は、銀行業務検定試験「金融商品取引3級」受験のための参考書です。本試験の問題は、「基本知識」を問うものとしての四択一式（30問）と、事例付四択一式（10事例20問）の合計50問の出題となっています。

「基本知識」の出題については、大きく「金融商品取引法の基本知識」「金融商品販売知識」の2つの分野に、また「金融商品販売知識」は、さらに「金融商品全般」「投資信託」「保険」「その他金融商品」に分かれています。一方、技能・応用編となる「事例」問題についても、大きくは「市場に関する規制」「金融商品販売に関する規制」の2つの分野に分かれ、さらに「金融商品販売に関する規制」は「投資信託」「保険」「デリバティブ預金」の各商品にかかる出題となっています。

過去4回の出題傾向をみますと、本書の第1編第7「金融商品取引業者に対する行為規制」、第3編第2「投資信託」、第3編第3「保険」にかかる出題のウェイトが特に高くなっており、ほぼ毎回問われている分野・内容も存在します。

受験対策としては、本書の記述内容を基礎としつつ、『金融商品取引3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）を併用して、出題頻度の高い分野およびその問われている内容を十分にチェックするよう心がけてください。

本試験の過去問題に何度もあたることで、問われやすい問題への理解は一層深まることでしょう。

地道な日々の研鑽こそが、目標達成へと繋がります。

「金融商品取引3級」出題範囲

I 金融商品取引法等の基礎知識

金融商品取引業の業務分類と範囲／特定投資家と一般投資家／集団投資スキーム／適格機関投資家等特例業務／開示規制／公開買付（TOB）制度／株券等の大量保有報告制度 等

II 金融機関のリスク性商品

外貨預金／デリバティブ／デリバティブ預金 等

III 金融機関が販売・仲介できるリスク性商品

投資信託／変額保険／外貨建て保険／国債／地方債／株式／信託受益権 等

IV リスク性商品取扱いに関する行為規制

標識掲示義務／広告規制／誠実公正義務／契約内容等の事前書面交付義務／契約締結時の書面交付義務／契約締結後の取引報告書交付義務／適合性の原則／不招請勧誘の禁止／再勧誘の禁止／損失補てんの禁止／クーリング・オフ／最良執行義務／金融サービス提供法の規定／弊害防止措置 等

V 罰則規定

不正取引／風説の流布／偽計／相場操縦／インサイダー取引／重要事項に虚偽記載のある有価証券届出書等の提出／有価証券届出書等の不提出 等

●金融商品取引3級・過去4回の出題項目

2023年（第155回）

【基本知識】

最近の金融関連法令等の改正等
証券市場の仕組み
金融商品取引法の定義規定
有価証券の募集等
ディスクロージャー制度
金融商品取引業
公開買付・大量保有報告制度
インサイダー取引規制
商品・サービスに係る重要な情報およびその提供方法
外務員制度
金融商品取引業者に対する一般的行為規制
金融商品取引業者に対する勧誘規制
契約締結前交付書面，契約締結時等交付書面
金融サービスの提供に関する法律
消費者契約法
犯罪収益移転防止法
預金との誤認防止措置
投資信託の分配金規制
投資信託の委託会社の役割と業務
投資信託の届出
投資信託振替制度
投資信託の目論見書の記載事項

投資信託の適時開示
適格機関投資家私募投資信託
保険募集指針の策定・公表
法令等遵守統括責任者，法令等遵守責任者の任命・配置
非公開情報の取扱い
顧客保護を図るための留意点および特定保険契約における適合性の原則
保険募集・募集関連行為と保険募集人資格
意向把握・確認義務

【技能・応用】

特定投資家制度
特定投資家に対して適用除外となる行為規制
投資信託委託会社の運用や議決権行使
投資信託委託会社の義務等
コーポレートガバナンス・コード
コーポレートガバナンス・コード
投資信託の運用報告書
運用報告書（全体版）の交付
投資信託財産の保全
投資者保護基金
トータルリターン通知制度
トータルリターン通知制度
保険募集制限先規制およびタイミング規制

保険募集制限先規制およびタイミン
グ規制の対象商品
構成員契約規制の内容
構成員契約規制の対象商品
クーリング・オフの内容
クーリング・オフの対象商品
デリバティブを内包する預金に関する
ガイドライン
デリバティブ預金の勧誘・販売

2022年（第152回）

【基本知識】

最近の金融関連の法令改正および制
度改正事項
証券市場の仕組み
有価証券の募集等
有価証券の募集等
ディスクロージャー制度
公開買付制度等
金融商品取引業
金融商品取引業者等の規制等
商品・サービス等に係る重要な情報
外務員制度等
金融商品取引業者に対する行為規制
金融商品取引業者に対する勧誘規制
契約締結前交付書面，契約締結時等
交付書面
金融サービスの提供に関する法律
消費者契約法
犯罪収益移転防止法
預金との誤認防止措置
販売会社の役割

投資信託の運用
投資信託約款
投資信託振替制度
運用報告書
投資信託に関する規制
投資信託のトータルリターン通知制
度
高齢者に対する保険募集
法令等遵守統括責任者・法令等遵守
責任者
生命保険の販売資格
構成員契約規制
生命保険契約の責任開始期（日）
クーリング・オフ
【技能・応用】
特定投資家制度
特定投資家に対して適用除外となる
行為規制
インサイダー取引規制
インサイダー取引規制
スチュワードシップ・コードとコー
ポレートガバナンス・コード
スチュワードシップ責任
目論見書，契約締結前交付書面の交
付義務
交付目論見書の必要記載事項
届出の効力発生
投資信託の新商品の勧誘時期
分散投資規制
特化型ファンドの取扱い
情報提供・重要情報シート関係
契約締結前交付書面

意向把握・確認義務
意向把握・確認義務の適用除外
セーフティネット(契約者保護機構)
セーフティネット
デリバティブを内包する預金に関するガイドライン
デリバティブ預金の勧誘・販売

2021年(第149回)

【基本知識】

最近の金融関連法令の改正事項
証券市場の仕組み
金融商品取引法の定義規定
有価証券の募集等
ディスクロージャー制度
公開買付制度
有価証券の取引等に関する規制
金融商品取引業
商品・サービス等に係る重要な情報
外務員制度
金融商品取引業者に対する行為規制
金融商品取引業者に対する勧誘規制
契約締結前交付書面、契約締結時等
交付書面
金融商品販売法
消費者契約法
犯罪収益移転防止法
預金との誤認防止措置
受託会社の役割
投資信託の乗換え勧誘
公募投資信託の商品分類
目論見書の記載事項

適格機関投資家私募投資信託
分散投資規制
保険募集指針
特定保険契約における適合性原則
金融商品取引法の規制が準用されない事項
保険契約者保護機構
高齢者に対する保険募集
外貨建保険販売資格
店頭デリバティブ取引

【技能・応用】

特定投資家制度
特定投資家に対して適用除外となる
行為規制
インサイダー取引規制
インサイダー取引規制(公表措置など)
スチュワードシップ・コード
コーポレートガバナンス改革
投資信託販売時の禁止行為
損失補填の禁止
投資信託の広告規制
投資信託の広告規制
投資信託の共通K P I
投資信託の共通K P I指標
保険募集制限先規制の対象商品
タイミング規制
構成員契約規制の対象
構成員契約規制
クーリング・オフ
クーリング・オフ可能な時期
デリバティブを内包する預金に関する

るガイドライン
デリバティブ預金の勧誘・販売

2020年（第147回）

※10月に特別実施

【基本知識】

最近の金融関連法令等の改正事項
証券市場の仕組み
有価証券の定義
金融商品取引法の定義規定
有価証券の募集等
ディスクロージャー制度
公開買付・大量保有報告制度
金融商品取引業
外務員制度
登録金融機関の有価証券関連業
金融商品取引業者に対する行為規制
金融商品取引業者に対する勧誘規制
契約締結前交付書面，契約締結時等
交付書面
金融商品販売法
消費者契約法
犯罪収益移転防止法
預金との誤認防止措置
委託会社の業務
投資信託の運用
取引報告書，取引残高報告書
投資信託の届出
投資信託の評価・計理
投資信託の広告規制
保険募集指針
クーリング・オフ

情報提供義務
構成員契約規制
契約概要
高齢者に対する保険募集
店頭デリバティブ取引

【技能・応用】

特定投資家制度
特定投資家に対して適用除外となる
行為規制
インサイダー取引規制
インサイダー取引規制の対象
顧客本位の業務運営に関する原則
利益相反の適切な管理
投資信託の乗換え勧誘に該当する行為
投資信託の乗換え勧誘規制
レバレッジ投資信託
レバレッジ投資信託の販売規制
高齢顧客への勧誘による販売に係る
ガイドライン
高齢顧客への勧誘による販売に係る
ガイドライン
保険募集制限先規制
保険募集制限先規制，タイミング規
制，融資担当者分離規制
外貨建て保険取扱いの対応
外貨建て保険取扱いの対応
意向把握義務
意向確認書面
デリバティブを内包する預金に関す
るガイドライン
特定預金等契約に関する誇大広告禁止

第 1 編

金融商品取引法

第1

証券取引法改正と 金融商品取引法制定の経緯

銀行業務検定試験—過去の出題

- …2023年（第155回）・問1
- …2022年（第152回）・問1
- …2021年（第149回）・問1
- …2020年（第147回）・問1

1

金融商品取引法の成立および施行

金融商品取引法（以下「金商法」という）は、2006（平成18）年6月7日に成立、同月14日に公布され、いくつかの段階的施行を経て、2007（平成19）年9月30日に全面施行されました。

同法は、1948（昭和23）年制定の証券取引法（以下「証取法」という）を全面的に改正するものであり、規制対象を伝統的な有価証券からリスクのある一定の金融商品に広げつつ（第1編第2）、有価証券に関する開示規制（第1編第3）、公開買付規制（第1編第4）および大量保有報告制度（第1編第5）を整備し、また、金融商品取引業者等の登録・監督等の業規制（第1編第6）や、金融商品取引業者の販売勧誘等に関する行為規制（第1編第7）を定め、さらに、不公正取引の禁止（第1編第9）のほか証券外務員制度（第1編第10）や金融商品取引所（第1編第11）をも包括的にカバーするものです。

2 金商法制定の背景

改正の背景としては、以下のものが挙げられます。

- ① デリバティブ等の金融技術（イノベーション）の発展により、既存の利用者保護の制度ではカバーすることができない金融商品が出現して、利用者に被害が生じる実態が発生してきたこと
- ② 業態別の縦割り型規制のもとで、ある金融商品がどの法律、どの監督官庁の所管か明確でないために、有効な規制がなされないことにより投資家保護が十分に図れず、あるいは、法的取扱いの不安定さにより新商品開発の動きが阻害されるという弊害が発生してきたこと
- ③ 「貯蓄から投資へ」の流れを受け、公正かつ円滑な資本市場を確保し、市場の信頼性・効率性・透明性を向上することが課題となっていたこと
- ④ 金融・資本市場のグローバル化のなかで、わが国の市場としての競争力を高めるために、そのインフラ整備を進める必要があったこと

3 金商法の考え方

金商法は、従来の証取法の基本的枠組みを維持しつつ、規制の「横断化」および「柔軟化」を図ることを主たる目的とします。

(1) 規制の「横断化」

縦割り規制の弊害への対応として、規制の「横断化」が図られています。具体的には、業規制が適用される者として「金融商品取引業者」を定め、さらに「第一種金融商品取引業」、「第二種金融商品取引業」、「投資助言・代理業」および「投資運用業」の4類型に区分しました（第1編第6）。

(2) 規制の「柔軟化」

業規制の「柔軟化」を図るべく、上記「金融商品取引業者」の4類型に応じた業規制（参入規制，財産規制，主要株主規制，業務範囲規制）を定めました。また，投資家の性質に応じた行為規制の「柔軟化」を実現するために「特定投資家」の概念を設け（第1編第7），投資者保護ルール（第1編第7）の適用において一定の区別をしました。

さらに，金商法は，従来の証券法での規制が十分でなかった部分につき“抜け穴”をふさぐ趣旨で，以下のとおり各制度につき規定の新設または見直しを行っています。

- ① 投資ファンド等に対する規制の強化（第1編第2，6）
- ② 開示制度の見直し（第1編第3）
- ③ 公開買付制度，大量保有報告制度の見直し（第1編第4，5）
- ④ 金融商品取引所制度の見直し（第1編第11）

4

金商法制定に伴う廃止法律，改正法律

規制の横断化を企図する金商法の制定により，同法に組み込まれる形で，「外国証券業者に関する法律」，「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」，「抵当証券業の規制等に関する法律」および「金融先物取引法」が廃止されました。

また，投資性の強い一定の商品を対象として金商法が採用する利用者保護ルールと同様の規制を行うべく，「銀行法」，「長期信用銀行法」，「信用金庫法」，「中小企業等協同組合法」，「信託業法」，「保険業法」，「商品取引所法」および「不動産特定共同事業法」が金商法を準用する形で一部改正され，その他にも「商品投資に係る事業の規制に関する法律」など多くの関係法律が一部改正されています。

5 最近の金商法改正

(1) 令和4年金商法改正

2022（令和4）年には、同年5月18日公布の「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」により、公認会計士法および金融商品取引法等の改正が行われました。会計監査の信頼性の確保ならびに公認会計士の一層の能力発揮および能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる必要があることが、改正の理由とされています。

金融商品取引法の一部改正においては、同法193条の2第1項・2項関係の改正が行われ、上場会社等は、その財務計算に関する書類および内部統制報告書について、上場会社等監査人名簿に登録を受けた公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないこととされました。

なお、2022（令和4）年6月1日公布の「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」により、消費者契約法につき、契約の取消権の追加、解約料の説明の努力義務、免責の範囲が不明確な条項の無効、事業者の努力義務の拡充等に関する改正が行われ、また、消費者裁判手続特例法につき、対象範囲の拡大、和解の早期柔軟化、消費者に対する情報提供方法の充実、特定適格消費者団体を支援する法人を認定する制度の導入等に関する改正が行われました。

(2) 令和5年金商法改正

2023（令和5）年には、同年11月20日成立の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、金融商品取引法、金融サービスの提供に関する

第1編 金融商品取引法

法律（同法律の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改める）、投資信託及び投資法人に関する法律、不動産特定共同事業法、銀行法等の一部改正が行われました。わが国の金融および資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上および保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずる必要があることが、改正の理由とされています。

金融商品取引法の一部改正においては、①有価証券とみなされる権利の範囲の見直し、②四半期報告書制度廃止、③ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備、④標識に記載すべき事項のインターネットによる公表の義務付け等、⑤登録金融機関業務として行うことができる金融商品取引業の範囲の見直し、⑥誠実公正義務の削除、⑦契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備、⑧インサイダー取引や開示書類の虚偽記載等の違反行為をした者に対する課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化、⑨その他所要の規定の整備が行われています。

この改正法は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

第2

有価証券・デリバティブ 取引の定義

銀行業務検定試験—過去の出題

- …2023年（第155回）・問3
- …2022年（第152回）・問3
- …2021年（第149回）・問3
- …2020年（第147回）・問3、問4

1 金商法の適用対象

金商法は、有価証券の取引とデリバティブ取引を適用対象とします。

2 有価証券の定義

有価証券の定義は、①証券・証書が発行されている権利と、②証券・証書が発行されていない権利（みなし有価証券）に分けて規定されています。

なお、金商法の適用にあたっては、証券・証書が発行されている権利と、証券・証書が発行されていない権利（みなし有価証券）という分類はあまり重要ではなく、むしろ、①証券・証書が発行されている権利、および、その各有価証券に表示されるべき権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていないものを包含する「第一項有価証券」、ならびに、②証券・証書が発行されていない権利のうち、金商法2条2項各号に定める信託受益権や集団投資スキーム持分等の権利を包含する「第二項有価証券」

第1編 金融商品取引法

という2つの概念のほうがより重要なものとなっています。

たとえば、後述するとおり、第一項有価証券と第二項有価証券とでは、有価証券の募集・売出しの定義が異なります。この第一項有価証券と第二項有価証券の違いに基づく法律上の取扱いの違いについては、本書において繰り返し紹介されますので念頭に置いておいてください。

以下では、①証券および証券が発行されている権利ならびに②証券・証券が発行されていない権利のそれぞれの内容を説明します。

(1) 証券・証券が発行されている権利

証券・証券が発行されている権利は、以下のとおりです(金商法2条1項各号)。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券（④および⑩を除く）
- ④ 資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という）に規定する特定社債券
- ⑤ 社債券
- ⑥ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（⑦、⑧および⑩を除く）
- ⑦ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券
- ⑧ 資産流動化法に規定する優先出資証券，新優先出資引受権を表示する証券
- ⑨ 株券・新株予約権証券
- ⑩ 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という）に規定する投資信託・外国投資信託の受益証券
- ⑪ 投信法上の投資法人の投資証券，新投資口予約権証券，投資法人債券，外国投資証券
- ⑫ 貸付信託の受益証券
- ⑬ 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券

- ⑭ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券
- ⑮ コマーシャルペーパー（CP）
- ⑯ 抵当証券
- ⑰ 外国証券・証書で①～⑨まで、および⑫～⑯までの性質を有するもの（⑱を除く）
- ⑱ 外国貸付債権信託の受益証券
- ⑲ オプション証券・証書
- ⑳ 預託証券・証書
- ㉑ 政令で指定する証券・証書

㉑の政令で指定する証券・証書とは、譲渡性預金の預金証書のうち外国法人が発行するものおよび学校法人債券または債権証書をいいます。

(2) 証券・証書が発行されていない権利

上記(1)記載の各有価証券に表示されるべき権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合でも、当該権利が有価証券とみなされます（金商法2条2項前段）。

また、特定電子記録債権、すなわち電子記録債権（電子記録債権法2条1項に規定する電子記録債権をいう）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の金商法2条1項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令（2024（令和6）年2月現在では、政令による指定はなされていない）で定めるものは、有価証券とみなされます（金商法2条2項中段）。さらに、証券・証書に表示されるべき権利以外の権利のうち、以下の各権利が有価証券とみなされます（金商法2条2項後段各号）。

- ① 信託の受益権
- ② 外国信託の受益権
- ③ 合名会社・合資会社の社員権（政令で定めるものに限る）・合同会社の社員権
- ④ 外国法人の社員権で③の性質を有するもの

第1編 金融商品取引法

- ⑤ 集団投資スキーム持分
- ⑥ 外国集団投資スキーム持分
- ⑦ 特定電子記録債権・政令で指定する権利

⑦の政令で指定する権利とは、金商法施行令に定める内容の学校法人等に対する貸付けに係る金銭債権をいいます。

集団投資スキーム持分とは、民法上の組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律上の投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律上の有限責任事業組合、社団法人の社員権、その他の権利であって、出資または拠出をした金銭（または金銭に類するもの）を充てて行う事業から生ずる収益の配当・財産の分配を受けることができる権利をいいます。ただし、①出資者の全員が出資対象事業に関与するもの、②出資者がその出資または拠出した額を超えて配当または財産の分配を受けないもの、③保険契約・共済契約・不動産特定共同事業契約に基づく権利（トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を除く）は集団投資スキーム持分に該当しません。

3 デリバティブ取引の定義

デリバティブ取引とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引をいいます。これらの各取引の基本となる「デリバティブ取引」は、いずれも、大別して、金融商品および金融指標の先物取引、オプション取引およびスワップ取引ならびにクレジットデリバティブ取引を指し、取引が金融商品市場および外国金融商品市場で行われるか（市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引）または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行われるか（店頭デリバティブ取引）によって区別されています。

金融商品とは、デリバティブ取引の原資産となるものとして、以下に掲

【執筆協力】

- ・ 佐当 郁 (弁護士)
- ・ 樋口 航 (弁護士)
- ・ 山田 貴彦 (弁護士)
- ・ 飛岡 和明 (弁護士)

以上, アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業所属

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

銀行業務検定試験 公式テキスト **金融商品取引3級** 2024年6月受験用

2024年3月31日 第1刷発行

編 者 経済法令研究会
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・根岸孝栄 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei Kenkyukai 2024

ISBN 978-4-7668-4448-1

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。